別紙１

工事区分表

■物件番号２（２階）の工事区分

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工事区分 | 大阪府 | カフェ出店事業者 |
| 電気設備 | 厨房動力・照明コンセント用電源供給のための受変電設備の改修、厨房用動力・照明コンセント用電源供給のために電気室から回線を新設、厨房電源供給用開閉器の新設 | 厨房機器への接続工事等左記以外で必要と判断されるもの |
| 給水設備 | 上水引込工事、厨房想定位置にて給水パルプ止めまで | 厨房機器への接続配管工事等左記以外で必要と判断されるもの※給湯を必要とする場合は、貯湯式の電気温水器による給湯としてください。 |
| 排水設備 | 下水管引込工事、厨房想定位置にて排水立ち上げまで | 厨房機器への接続配管工事等左記以外で必要と判断されるもの |
| 通信設備 | 通信用配管設備として3階事務室より配管を敷設 | 電話回線設置工事等左記以外で必要と判断されるもの |
| 空調設備 | 特になし(既存使用) | 特になし(既存使用) |
| 換気設備 | 現状の壁面換気の更新 | 取り換えたい場合は、事業者負担※特殊排気(フード等)が使われる場合には窓部にフード取付けを行い、壁面を傷つけないようにすること。 |
| グリーストラップ |  | ※15㎝～20㎝程度の高さの床を設け、その高さを利用して納めること。 |
| その他 |  | ※厨房範囲にシンダーコンクリートを打設する場合は120㎜以下とすること。また、床レベルを300㎜の高さにする場合は押出法ポリスチレンフォーム保温版などで嵩上げをおこなうこと。 |

■物件番号１（１階）の

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工事区分表 | 大阪府 | カフェ事業者 |
| 電気設備 |  | 必要に応じて全て |
| 給水設備 |  | 必要に応じて全て |
| 排水設備 |  | 必要に応じて全て |
| 通信設備 |  | 必要に応じて全て |
| 空調設備 |  | 必要に応じて全て |
| 換気設備 |  | 必要に応じて全て |
| グリーンストラップ |  | 必要に応じて全て |

■重要文化財として、保存が必要な箇所

２階貸付物件区画・・・文化財保護法に基づき、全て文化財として保存が必要となります。ただし、内装を除くとされています。

１階貸付物件区画・・・全て文化財ではありませんので、保存は必要とされていません。

いずれも、改修については図書館と協議が必要となります。

■貸付物件区画外の取扱い

全て、カフェ事業者の施工範囲となりとなります。(費用負担を含む)

また、その場合施工について図書館との協議が必要となります。

さらに、施工箇所によっては文化庁との協議が必要な場合があります。